

- ①会員は、柏崎市、刈羽村に在住し、会が認める各種団体および地域の推薦を受けた25名以内の委員で構成。任期は2年。
- ②会の任務(1)原子力発電所の運転状況及び影響等の確認・監視
(2)事業者等への提言
(3)会での議論、活動等の住民への情報提供
(4)委員の研修
(5)その他会の目的を達成するために必要と認められる事項
- ③県、市、村、国、事業者はオブザーバー、又は説明者として出席
- ④会議の種類：定例会(毎月1回)
臨時会(必要に応じ開催) ※会は、原則すべて公開。

地域の会

<http://www.tiikinokai.jp>

「地域の会」では、発電所そのものの賛否はひとまず置いて、安全運転に係る事業者や行政当局の必要にして十分な情報提供に基づき、発電所の安全について状況を確認し、地域住民の素朴な視線による監視活動を行うとともに、必要な提言を行うことを目的に、平成15年5月に発足、設置趣旨に沿った様々な活動を行っています。

9月 第147回
定例会

県・市・村の避難計画について説明を受け、質疑応答



Q 今すぐ災害が起きた場合の用意はしてあるか。

柏崎市 原子力防災に限らず一般防災の場合でも国際化協会と連携を取るようになってきている。地区防災会の拠点が地区のコミュニティセンターになることから、外国語での掲示をするなどの対応は進んでいる。

Q 避難指示・屋内退避指示、区域での活動、UPZ(5km、30km圏内)の安定ヨウ素剤の配布、複合災害時の指揮系統、SPEEDIを含めた課題について、県は今まで国に対してどういう働きかけをしたのか。そもそも規制委員長に要望するのは間違いないのか。

新潟県 泉田知事は規制委員会ができてすぐ、24年10月29日に要望書を提出している。さらに25年4月にも要望書を持って行くなど、訓練の後などの度に要望書を提出している。また知事会などで厚労省に直接要請に行ったり、内閣府の原子力防災を担うセクションなどへ要請に行っている。原子力規制委員会に要望する理由は、設置法の中で各省庁に勧告する権限を持つことから要請を行っている。

Q 避難について、県内にシェルターの要素を持つ建物はあるのか。今後の計画はあるか。また避難訓練の日程や回数について教えてほしい。

柏崎市 エリアメールや、防災行政無線も英語版を流したらどうかという意見もあるが、聞き取れない場合もある。学内などで情報共有できる仕組みがでないか検討を行っている。

新潟県 シェルターというほど堅固なものではないが、国の補正事業では要配慮者の支援事業で10施設。24年は4件、25年は3件完了している。26年3件は対策中。1箇所2億円できる防護対策になっていく。また訓練は非常に重要と考えている。県の訓練としては本部を立上げ、主に初動の対応を行ってきた。今年度も計画している。決定次第お知らせしたい。

柏崎市 国の原子力災害対策指針では、屋内退避の場合は木造住宅よりはRC構造がより効果があるということ。防災計画の資料編の中でRCの構造建物の調査はしているが、そこに集まるという指示はしていないので、特にシェルターのなものはない。現在避難計画の充実に力を入れ、防災ガイドブックを今年中に配布予定している。今年度の訓練予定はない。

【委員からの意見・要望】

- 県に対して避難が長期化した場合の体制、対策についても課題の中に入れて検討してほしい。また安定ヨウ素剤について3歳未満の乳幼児など服用できない人の対応をどうするか、具体的な対策をぜひ考えてほしい。
- 安定ヨウ素剤を3歳未満には配布しないということだが、何も指示がないというのは不親切。検討をお願いしたい。
- 県の技術委員会が規制委員会から福島事故の分析の中間報告書が出された。実際の事故の分析が中間報告でしかないのに新規制基準が決められ、適合審査にかけられ

概要
開催日 平成27年9月2日(水) 出席者 19名
場所 柏崎原子力広報センター(研修室)
オブザーバー 新潟県、柏崎市、刈羽村、原子力規制事務所(原子力規制庁)、地域担当官事務所(工ネ庁)、東京電力(株)

内原発が先に進んでいく。新規制基準が福島事故を教訓にして作られる基準であるなら、分析がきちんとなされてから決めていくべき。大切なところが隠され、基本的なところがなくがしろにされている。(憲法違反の)安保関連法案で紛糾しているドサクサに紛れ川内原発が8月11日に再稼働を強行したことに抗議したい。住民説明会をしないで再稼働を行う政治姿勢は憲法違反。原発事故を経験した日本が取り組むべきことをもう一度考えたい。

● 県知事と規制委員長の会談がようやく実った。今までは知事に対して技術委員会の進捗や市民に対する理解が見えず憤りもあったが、会談で取りあげた内容については、知事は住民目線だということを感じた。(報道されている規制委員長の発言が本当ならば)規制庁ももう少し市民感覚で考えてほしいと思う。

● 県の技術委員会に規制委員会が参加したというのは前進。技術委員会の全体工程の見通しを明示した上で、新しい事象に伴い変更していくのが本来あるべき姿、県民に対しての姿勢だと思ふ。

● 地域の会発足から13年目。過去には賛成、反対の議論がされてきた。しかし会の目的は変わらない。反対、賛成であろうと技術的な問題、経済的な問題、温暖化や電気料上昇など、反対であっても問題点に対して意見を話すことで、議論が深まり、お互いの考え方を理解し合う会議になることが望ましいと考えている。

委員の発言は個人の感想です。

柏崎刈羽原子力発電所のフィルタベント等についての質疑応答



概要

開催日 平成27年10月7日(水) 出席者 15名(欠席5名)
場所 柏崎原子力広報センター(研修室)
オラザーバー 新潟県、柏崎市、刈羽村、原子力規制事務所(原子力規制庁)、地域担当官事務所(工ネ庁)、東京電力(株)

Q 代替循環冷却設備が使えるまで20時間位かかると聞いたがどうか。

東京電力 代替熱交換機は非常に大きく大規模な設備になる。要員の問題も含め、かなり保守的に算出した数字。実像は10時間以内に稼働できると考えている。

Q 循環する水の量、温度、どれくらい放射線が含まれるか。異物はないのか。

東京電力 復水移送ポンプの容量が毎時百数十t。熱交換をするためには、温度が必要でおよそ100度前後。サブプレッションプールは元々純度を高めているため、異物は大きな問題にはならない。また原子炉建屋の中なので、放射線防護の観点から問題にはならないと考えている。

Q 高い放射性物質を含むものが高温で流れていくことで、配管の傷みはないか。どれくらい動かし続けるのか。

東京電力 放射性物質が循環しても配管が傷むことはない。ベントを回避して、代替循環冷却設備で原子炉を冷却するというのを暫く続け、設備の復旧を目指すことになる。何ヶ月もかかることではない。

Q 高台に置かれた緊急時の設備が、野ざらしになっているのが気になる。

東京電力 堅固な建物に保管する方法もあるが、緊急時にすぐ動かせるよう車庫は設置しない選択とした。日頃のメンテナンスを入念に取り組んでいる。今後は仮設のプレハブなどに半分を置くなど、工夫しながら運用を考えていく。

Q ベントの最終決定者は誰か。また、柏崎刈羽原発の対策は、稼働している川内原発に比べどうか。

東京電力 ベントの最終決定者は所長である。川内原発は加圧水型炉。柏崎刈羽原発に比べ格納容器が非常に大きくフィルタベント設置工事中。最中。フィルタベントの有無の点では、東京電力のほうが設備を増強している。また、安全対策の考え方として第1層から第3層の設計ベースに依りて対策を講ずることとしているが、更に各層の厚みをもたせる対策(DEC)を導入したのは東京電力が初めて。設計の考え方を整理したこと訓練や指揮命令システムの改善につながっている。

【委員からの質問及び意見】

Q フィルタベントを回避する代替循環冷却システムの設置について、規制庁はどのように見ているのか。

規制庁 どういう運用をするのか、それがもっとも安全で効果的な方法か。東京電力から出された内容の妥当性を審査している立場である。

Q 福島第一原発事故について、東京電力が言った「わからないところ」とはどんなところか。

東京電力 例えば、溶けた炉心がどのように存在しているのか。これは今後廃炉をする上で大切なこと。今後解明し、それを踏まえ、厳しい状況を想定して対策を行うことを考えている。

Q 保安規定違反について尺度はあるか。

規制庁 尺度はある。軽いものから、監視、違反3、2、1、の4段階。今回の東京電力の問題は、まだ違反と確定したわけではない。今後、規制委員会で審議され、最終的に違反であるかどうか、違反であれば尺度が決まる。現在はまだ、「違反の疑いのある事実」という状況である。

● フィルタベントありきということではない、という説明が聞けた。普段から安全を高めることを考えている、ということが反映されていると思う。いろんなことが前進している中で、保安規定違反の疑いというのは非常に残念。一般市民の安心感、信頼を損ねることが積み重なると、非常に大きな問題になると思う。

委員の発言は個人の感想です。



編集後記

第七期の地域の会は半数の委員が交代し、半年が経過した。新しい委員も会の雰囲気にもなれてきたように感じられる。第一四九回の定例会は長岡技術科学大学の大家先生を講師にお迎えしてリスクコミュニケーションをテーマに勉強会を開催。いろいろな角度でお話された。事故のイメージが思い浮かびやすいものほど発生確率を高く計算してしまうこと。またリスクコミュニケーションは答えがないことや、相手の価値観を変えようと思っはいけない。前提として事実については合意が必要。これらは地域の会のありかたにも通じ、大変興味深く拝聴した。(桑原会長)

今後の「地域の会」定例会の開催案内

第151回定例会
日時:平成28年1月13日(水)午後6:30~9:00
場所:柏崎原子力広報センター

第152回定例会
日時:平成28年2月3日(水)午後15:00~18:00
柏崎市産業文化会館

※開催日時や場所は変更になる場合がありますので、詳しくは事務局にお問い合わせ願います。

会は公開で行われています。傍聴はお気軽にお越し下さい。

地域の会の活動はホームページでご覧いただけます。 <http://www.tiikinokai.jp>
ホームページでは活動状況をタイムリーにお知らせすると共に、会議録、会議資料の全文を公開しており、資料をダウンロードすることもできます。また、ホームページおよび地域の会に対するご意見・お問合わせについて、ホームページ上からも受け付けています。